

# 介護保険負担限度額の認定について

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されます。  
所得に応じた負担限度額までは自己負担となり、残りの基準費用額との差額は保険から給付されます。  
(特定入所者介護サービス)

認定を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
- (3) 預貯金等合計額が、以下のとおりであること

<b>第1段階</b>	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
<b>第2段階</b>	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害年金収入額の合計が年額 80 万円以下の人 ◎預貯金等の合計が 650 万円(夫婦は 1,650 万円)以下の人
<b>第3段階①</b>	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害年金収入額の合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人 ◎預貯金等の合計が 550 万円(夫婦は 1,550 万円)以下の人
<b>第3段階②</b>	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害年金収入額の合計が年額 120 万円を超える人 ◎預貯金等の合計が 500 万円(夫婦は 1,500 万円)以下の人

◎預貯金等及び配偶者の課税状況について申請時に申告が必要です。

申請に当たっては下記の書類の提出をお願いします。

※預貯金等とは？

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券 （株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀など購入先の口座残高によって 時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告

※負債（借入金、住宅ローン等）は預貯金等から差し引いて計算します。（借用証書等で確認）

また、価格評価は申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。

◎申請受付後、銀行等に口座情報の照会を行います。

◎非課税年金（遺族年金・障害年金）について申請時に申告が必要です。

現在、世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税非課税であって、年金収入等が 80 万円以下の方で一定額以上の預貯金等をお持ちでない方は、食費・部屋代について、利用者負担段階第2段階の負担をいただいています。

利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金（老齢年金など）収入及び、非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります。

◎不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求められることがあります。